

令和 2 年 7 月 9 日現在

機関番号：32634
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2017～2019
課題番号：17K03364
研究課題名（和文）プライバシー概念の進化に対応した保護法制のあり方

研究課題名（英文）private

研究代表者
棟居 快行（munesua, toshiyuki）
専修大学・法務研究科・教授

研究者番号：00114679
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：憲法の原理と解釈を中心に、プライバシー概念が今後どのように変遷を遂げるかについて分析を進めた。そこでの結論は、アナログ的な解釈を許すためには、プライバシー保護が必須であり、デジタルだけでは自己情報コントロールは見かけ上は可能であるものの、人間存在としてのプライバシーの保護には到達しない、という結論になった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、学界の通説である私生活の平穏から自己情報コントロール権へというプライバシー概念の変化を、アナログからデジタルへというコンピュータ社会に伴う社会の変遷と結びつけて理解しなおすことにより、自己情報コントロール権としてのプライバシーが人工知能における個人情報の保護と融合してきたこと、しかしながらデジタル化の時代の個人情報からは、人間に内在する自己決定権（憲法13条・幸福追求権）の基礎が欠落し、個人がプライバシーを侵害されるばかりでなくそもそも自己決定できにくくなることを学説の分析から明らかにした。社会的意義としても、デジタル情報だけでは人間の自己決定が失われることを示す。

研究成果の概要（英文）：My research is about how the concept of privacy will continue to change from the perspective of the constitutional principle and interpretation. It has led to the result that the protection of privacy is indispensable to ensure the analogue interpretation. Data protection in the age of digitization enables informational self-determination only by looking at it, but does not lead to the protection of privacy for human existence.

研究分野：憲法

キーワード：internet privacy digital

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまでプライバシー権について研究を行い、プライバシー権の内実を「自己イメージコントロール権」としてと説いてきた。SNSの普及によって、SNSがそれぞれ独自のプライバシー概念を基礎とする私人間の個人情報の選択的開示の構造を備え、また日々それを刷新することによって、新しいソーシャルな関係を生み出し続けており、そこに複雑多様な仮想人格を発生させ、その結果「人格のインフレ化」をもたらしていることから、それによってどのようなプライバシー概念が生じつつあるのかを分析することにより、憲法学のプライバシー権のみならず、「個人」や「公共空間」におよぼす概念上のインパクトを考察したいと考えようになった。

2. 研究の目的

プライバシー概念とプライバシー権の研究にとり重要な現象として、FacebookやTwitterなどの代表的なSNSが、それぞれ独自のプライバシー概念を基礎とする私人間の個人情報の選択的開示の構造を備え、また日々それを刷新することによって、新しいソーシャルな関係を生み出し続けており、そこに複雑多様な仮想人格を発生させ、その結果「人格のインフレ化」をもたらしていることが挙げられ得る。本研究はこの点につき、どのようなプライバシー概念が生じつつあるのかを分析することにより、憲法学のプライバシー権のみならず、「個人」や「公共空間」におよぼす概念上のインパクトを考察する。今日のSNSの成功不成功は、それぞれがどのようなプライバシー概念を構想しそれを具体化するアーキテクチャーを構築し得たか、に依存しているとの仮から出発し、SNS時代におけるあるべきプライバシー保護法制を構想することを目指す。

3. 研究の方法

本研究は、FacebookやTwitterなどの代表的なSNSが、それぞれ独自のプライバシー概念を基礎とする私人間の個人情報の選択的開示の構造を備え新しいソーシャルな関係を生み出し続けているが、本研究はSNS時代におけるあるべきプライバシー保護法制を構想することを目指した。SNS上のプライバシー権保護に適合的なプライバシー(権)概念を模索するため、SNSの代表例であるFacebook、Twitterにつき、それぞれについてどのような個人の表出の仕方をその基本設計としているかについて検討した。

また、ドイツのプライバシー権研究の最前線を、現地での専門家との意見交換を通じて確認した。2017年10月上旬、ドイツ・ザールブリュッケン大学法学部で開催されたドイツ国法学者大会に参加し、ドイツ連邦憲法裁判所裁判官ヨハネス・マーゼング氏(フライブルク大学法学部教授を兼務)およびオリバー・レプシウス教授(ミュンスター大学法学部)からドイツのSNSとプライバシー保護につき、フェイクニュースなど民主制ともかかわるとの有益な示唆を得た。

さらに、2018年10月上旬、ドイツ・ボン大学で開催されたドイツ国法学者大会にも参加した。同学会では、「平等と多様性」「科学技術と医学の変化における法的対応」という大きなタイトルの下に、多数の報告者の報告と質問がなされた。この学会への参加を通じて、プライバシー権を含む個人の人格的自律権が、単に自己情報保護に終わるものではなく、個人の多様な自己決定権がどこまで、どのように平等保障の対象とされるべきか、また科学技術や医学の進化に伴い個人の人格的自己決定権を個人の選択権で終わらせず、技術的医学的な観点からの個人情報のビッグデータとしての拡大にどのように及ぼすべきか、など、プライバシー権のさらなる発展形態およびそれを取り巻く最新の技術革新が取り込まれてきたとの知見を得た。さらに、同学会の初日の自由な論争では、ベルリン大学のメラーズ教授などの発言があり、そこから議会と憲法裁判所でどのような人権擁護の活動がなされるべきかについて単なるプライバシー保護にとどまらない発展可能性についての示唆を得た。また、最終日においては、ミュンスター大学のレプシウス教授から、憲法裁判所の人権保護が事案の類型をより細かく考えるべきであるとの本人の論文解説について平易な説明を得て、プライバシー保護と事案の類型化との関係についての有益なテーマを得た。

4. 研究成果

憲法の原理と解釈を中心に、プライバシー概念が今後どのように変遷を遂げるかについて分析を進めた。学術的意義としては、学界の通説である私生活の平穏から自己情報コントロール権へというプライバシー概念の変化を、アナログからデジタルへというコンピュータ社会に伴う社会の変遷と結びつけて理解しなおすことにより、自己情報コントロール権説としてのプライバシーが人工知能における個人情報の保護と融合してきたことを観察した。しかしながらデジタル化の時代の個人情報からは、人間に内在する自己決定権(憲法13条・幸福追求権)の基礎が欠落し、個人がプライバシーを侵害されるばかりでなくそもそも自己決定できにくくなることを学説の分析から明らかにした。社会的意義としても、デジタル情報だけでは人間の自己決定が失われるという相関関係を見出した。

そもそもインターネット時代には、本人ないし他人により一度アップされた個人情報は、その内容の真偽および適切さとは無関係に流通し、半永久的にどこかのサーバーに記憶される。その意味で、個人情報が「忘れられる」ことは物理的にありえない。もとより紙媒体でも、図書館に

収納されれば長期にわたり閲覧可能ではあるが、プライバシー侵害等を理由に頒布差止め等の司法判断が下された場合には、閲覧が制限され得る。これに対して、インターネット情報の場合、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示請求権の行使や、送信防止措置請求(削除要求)の運用面での確立だけでは、インターネットの特徴をなすところの第三者のコピーペースト等による情報の流通に対しては、およそ対処のしようがない。その都度相手を代えてこうした請求を行うのは、終わりなきもぐら叩きに等しい。著名人のスキャンダルや重大犯罪の関係者(犯人のみならず被害者側も含めて)の「キャラのたった」個人情報、新聞や雑誌のオンライン記事を起点として、アクセスカウント狙いでそれに群がるブロガーや巨大掲示板の書き込み等により転写され論評され、それがまた転写と論評の対象とされるという、際限なき費消のサイクルに乗ってしまう。匿名の大衆としての「見る側」と、顕名の個人である「見られる(だけの)側」とは、立場の交換可能性がないだけに、はじめから前者の後者に対する理解や共感は期待できない。こうした新時代におけるプライバシー概念は、あらためて個人の自己決定権を中心にアナログ的に再構築すべきである。それを可能にするのが、古典的な「私生活の平穩」としてのプライバシー概念の再生であり、そのためにデジタル時代の人工知能的な自己情報コントロール権としてのプライバシー権を相対化する必要に迫られていると理解した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 棟居快行	4. 巻 2017年6月号
2. 論文標題 検索エンジンと「忘れられる権利」の攻防	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----